

障害発生時における通知方法の変更に伴う
社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

障害発生時の関係者に対する通知について、より円滑かつ迅速に関係者に対して伝達することを目的として、その通知方法を見直すことに伴い、「社債等に関する業務規程施行規則」（以下、「規則」という。）の一部を改正する。

2 改正概要

障害発生時の通知方法について、Target 保振サイト接続その他の手段へ変更する。
（規則 第 3 条）

3 施行日

平成 27 年 2 月 2 日から施行する。

以 上